

令和2年1月27日

報道関係者各位

レスキュー損害保険株式会社

家財保険 包括契約販売のお知らせ

レスキュー損害保険株式会社（本社：東京都千代田区 代表取締役：杉本尚士、以下「当社」）は、令和2年1月27日より、賃貸住宅向けの家財保険包括契約を販売しますので、お知らせいたします。

当社は令和元年7月29日に開業した新しい損害保険会社です。これまでは法人向けの約定履行費用保険のみ販売しておりましたが、本日より家財保険も商品ラインナップに追加しました。

今後は、火災保険や修理保険など商品の充実に積極的に取り組みます。また、急速に発展するデジタル社会に対応し、先進的な保険商品の開発にも積極的に取り組んでまいります。

本日より販売する家財保険の詳細は以下の通りです。

1. 家財保険の概要

賃貸住宅入居者が抱える様々なリスク（火災、風水災、盗難、賠償責任など）に備える保険で、賃貸住宅に入居するタイミングで加入することが一般的です。

当社の家財保険の補償内容は別紙の通りです。

2. 家財保険の包括契約とは

包括契約とは、部屋を貸す側（不動産会社や家主など）が保険契約者となり、部屋を借りる人（入居者）が被保険者となる保険契約の形態です。一般的な契約（入居者が保険契約者かつ被保険者となる契約形態）と比べ、包括契約のメリットは以下の通りです。

- ①入居者毎の保険申込手続きが不要のため、不動産会社や入居者の手間がなくなる
- ②入居者毎の解約や更新手続きが不要なため、不動産会社や入居者の手間がなくなる
- ③入居中はずっと補償されるため、入居者にとっても家主にとっても安心

3. 主な販売方法

保険契約者に対して当社社員が対面で販売します。(ネット販売は行いません)

4. 当社の概要は以下の通りです。

- 商号 : レスキュー損害保険株式会社
- 本社所在地 : 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
- 代表者 : 代表取締役社長 杉本尚士
- 資本金 : 10億円 (別途、資本準備金4億円)
- 株主構成 : ジャパンベストレスキューシステム株式会社 (85.7%)
日本生命保険相互会社 (7.1%)
株式会社セブン銀行 (7.1%)
- 事業内容 : 損害保険業
- ホームページ : <https://www.rescue-sonpo.jp>

<当リリースに関するお問い合わせ>

レスキュー損害保険株式会社 03-6910-3278

【別紙】

	保険金等の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額	
家財保険	損害保険金	① 火災	損害額 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごと30万円限度)	
		② 落雷		
		③ 破裂または爆発		
		④ 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ		
		⑤ 風災・ひょう災・雪災		
		⑥ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒塌		
		⑦ 騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		
		⑧ 家財の盗難		家財
		⑨ 通貨の盗難		通貨
		⑩ 預貯金証書 の盗難		預貯金証書 ※盗難後ただちに預貯金先に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合
		⑪ いたずら		第三者によるいたずら(未遂事故を含む)により家財が損害を受けた場合
	⑫ 水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%	
		家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%	
		持出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	損害額 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごと30万円限度)
		臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合	損害保険金×5%
修理費用保険金	上記1～6、8～11の事故および住宅内の被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内の死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借住宅の場合に限ります	実費		
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費		
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度		
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費		
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費		
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費		
近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円		
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費		
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費		
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合	実費		
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費		
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費		
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費		
損害防止費用	上記①、②、③の損害拡大の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費		

賠償責任保険特約

	保険金等の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額 (法律上の損害賠償責任の額)

賠償責任保険補償拡大特約

	保険金等の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額
賠償責任保険	賠償責任保険金	賠償責任保険特約の保険金支払事由に規定する事故以外の偶然な事故により住宅が損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	実額 (法律上の損害賠償責任の額)